



# 共済やまなし

No.183

—2024. 7—



令和6年度 保健事業	2,3
健康教室のご案内・歯科健診・子宮がん検診を受けましょう!	4
カウンセリング相談のご案内・任意継続組合員について	5
被扶養者の資格確認について	6
公務災害・第三者加害における組合員証の使用について	7
育児休業等終了時改定・3歳未満養育特例	8
組合員のページ	9
令和5年度 決算の概要	10,11
マイナ保険証・傷病手当金について	12

発行

公立学校共済組合山梨支部

電話 055-223-1745

<https://www.kouritu.or.jp/yamanashi/>

ご家族とも一緒にお読みください。

## 健診関係

生活習慣病などの病気を早期に発見し、組合員の健康の保持増進を図ります。(年齢は、令和7年4月1日現在です。)

### 人間ドック

県内8医療機関と関東中央病院で受診します。

**対象** 33(総合健診)、36、39、41、44、46、49、51、54、56、57、58、59、60、62、64、66、68歳の組合員及び70歳以上の組合員のうち希望者

**負担金** 検査料の2割

**実施期間** 令和6年6月～7年2月(県と共同実施)

### 脳ドック

**対象** 脳ドックを希望する公立学校共済組合員(定員360人)

**負担金** 検査料の3割  
(上限額16,398円)

**実施期間** 令和6年6月～7年2月(県と共同実施)  
※今年度の募集は締め切りました。

### 被扶養配偶者人間ドック

**対象** 40歳以上の希望する被扶養配偶者(定員300人)

**負担金** 検査料金から特定健康診査の費用を除いた4割

**実施期間** 令和6年7月～7年2月  
※今年度の募集は締め切りました。

### 子宮がん検診

県内のほぼ全域の産婦人科で受診できます。

**対象** 20歳以上の奇数年齢で人間ドック対象者を除く女性組合員

**負担金** なし

**実施期間** 令和6年7月～7年1月



### 希望制一日人間ドック

**対象** 指定年齢制一日ドック以外の組合員(定員500人)

**負担金** 検査料の2割

**実施期間** 令和6年6月～7年2月(県と共同実施)  
※今年度の募集は締め切りました。

### 歯科健診

県内のほぼ全域の歯科医院で受診できます。

**対象** 30、40、45、50、55、60歳の組合員

**負担金** なし

**実施期間** 令和6年7月～7年1月

### PET検査

**対象** 60歳の任期に定めのない一般組合員かつ勤続10年以上で希望する者(定員54人)

**負担金** 検査料の3割

**実施期間** 令和6年6月～7年2月(県と共同実施)  
※今年度の募集は締め切りました。

### 骨密度検査

人間ドック受診時にあわせて行います。

**対象** 39、46、51、56、60歳の女性組合員

**負担金** なし

**実施期間** 令和6年6月～7年2月(県と共同実施)

### 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

#### ●組合員

**対象** 年度内に40歳から75歳\*の誕生日を迎える組合員

**負担金** なし

**実施期間** 令和6年6月～7年2月  
(職場の定期健康診断および人間ドックの中で実施)

#### ●被扶養者

**対象** 年度内に40歳から75歳\*の誕生日を迎える被扶養者

**負担金** なし

**実施期間** 令和6年6月下旬～7年2月  
(市町村の集団健診または指定健診機関で受診)

※75歳の誕生日前日まで受診できます。

特定健康診査の結果、特定保健指導が必要と判断された方には、その旨をご案内します。

特定保健指導(積極的支援・動機づけ支援)の一部対象者に対し、個別訪問による指導を行います。

## 保健関係



### 健康相談

カウンセリング相談を臨床心理士の相談室へ委託し、随時行います。

▶予約電話 055-223-1747 健康管理担当

### 健康教育

身体と心の健康をテーマにし研修会を開催します。

- 健康増進セミナー                      ライブ配信
- メンタルヘルス研修会                動画配信

## 保養関係



### リフレッシュ旅行補助

組合員及び被扶養者が指定宿泊施設を利用したとき、補助を行います。

**補助額** 1泊 2,000円（年間2泊まで）

ただし、4歳～小学生は1,000円

※詳しくは、「支部ホームページ」をご参照ください。

### 日帰りリフレッシュ補助

組合員が指定施設の回数利用券を購入する費用の5割を補助します。

## 健康づくり 事業関係

### ウォーキング・グランプリ

普段の生活の中で、活動量を増やすきっかけづくりや、職場のコミュニケーション促進を目的とし、同じ所属所で一定期間のチームの合計歩数を競う事業を実施します。

## 研修関係

### ライフプランセミナー

退職後を見据えて、健康で充実した人生を送るための生涯生活設計のプランニングを、セミナー等を通じて支援します。

- 実施セミナー（Web）**
- ①退職準備型（退職前5年以内向け内容）
  - ②生活設計型（40～50代向け内容）
  - ③経済生活設計型（20～30代向け内容）

※令和6年度はインターネット上の動画視聴により実施することから、組合員の方であればどなたでも受講可能です。また、①～③の内容はあくまで目安となりますので、ご自身で興味のあるセミナーを選択いただけます。

※今年度の募集は締め切りしました。

## 文化・レクリエーション関係

### 芸術鑑賞補助

芸術公演等に親しんでいただくため、共済組合で席を確保し補助します。

# 健康教室のご案内

オンライン  
開催

## 健康増進セミナー

～デスクワークや運動不足により、肩こりや腰痛に悩んでいる方～

肩こり腰痛のリスクや原因を知り、肩こり腰痛に特化したストレッチが学べ、体感できるセミナーを開催します。

RIZAPトレーナーと一緒に楽しく体を動かしましょう！

日時 ■ 令和6年7月30日(火) 15:00～16:30

ZOOM オンライン開催

\*見逃してしまった、都合がつかなかった方のために、  
期間限定でアーカイブ配信予定

内容 ■ RIZAP オンラインセミナー 肩こり腰痛予防編

※各所属に通知をお送りしてありますので、ご確認下さい。

### 昨年度の参加者の声

- あっと言う間の90分だった！
- 明るく楽しい内容だった！
- また参加したい！
- 肩周りが軽くなった！



## 教職員のためのメンタルヘルス研修会

業務量の増加や職場環境によりストレスを感じている方も多いのではないのでしょうか。

特に若い教職員において精神疾患で休職する割合が増えています。若手職員をはじめとした教職員が、ストレスの要因や心の健康状態について正しく認識し、セルフケアの方法を学ぶ研修会を開催します。

内容 ■ 教職員のための心の元気力アップセミナー

\*組合員限定 YouTube動画配信

講師 ■ 株式会社 カイテック 皆川芳弘 先生

配信期間 ■ 令和6年7月18日から令和6年9月17日まで

\* 公立学校共済組合山梨支部組合員ホームページのお知らせに掲載

\* お好きな時間、すきま時間に受講できます。(申込み不要)

## 歯科健診

を受けましょう！

歯周病は、歯垢（プラーク）の中の歯周病細菌やその代謝産物の作用によって、歯を支えている歯周組織（歯肉・歯槽骨・歯根膜やセメント質）が破壊される病気です。成人の80%は歯周病を罹っているという報告もあります。最近では歯を失う原因となるだけでなく、糖尿病や心筋梗塞など様々な全身性の病気とも深く関わっていることが明らかになってきました。この機会を利用して、是非、歯科健診を受けましょう。

## 子宮がん検診

を受けましょう！

年齢別にみた子宮頸がんの罹患率は、20歳代後半から40歳前後まで高くなった後、横ばいになります。近年、罹患率、死亡率ともに若年層で増加傾向にあります。

子宮頸がんの初期は自覚症状がないため、検診による早期発見が大切です。対象者は人間ドックを除く20歳以上の奇数年齢の職員で、県内の指定医療機関で受けられます。

健(検)診実施期間

令和6年7月1日～令和7年1月31日

対象の方には、6月中に健(検)診票を送付してありますので、是非、この機会に健(検)診を受けましょう！



# カウンセリング相談のご案内

秘密は  
守られますので、  
お気軽にお電話  
ください。

「悩み」「心配」「不安」がある時は、  
一人で考え込まずに思い切って相談してみませんか？

公立学校共済組合山梨支部では、組合員の皆様が気軽に心の相談を受けられる機会として、カウンセリング相談を、臨床心理士・公認心理師のオフィスに委託し行っています。

- 年度5回まで無料で相談が受けられます。
- 土日・祝日や平日夜なども対応可能です。
- 2回目以降は、オンライン相談が可能なカウンセリングルームもあります。
- 初回の日程は、申込みを受けて、随時調整いたします。



相談を希望する人で、現在治療中の人は必ず、主治医の了解を得て申込みをしてください。

## このような時、専門家がじっくりと相談にのります。

- 職場や家庭に心配事を抱えている
- 仕事の悩みや不満・不安
- 自らの生き方の悩み
- 心に負担がかかっている
  - ※ ストレスを上手に解消できない
  - ※ 何となく不安
  - ※ 眠れない
  - ※ 気分の落ち込み
  - ※ 集中できない

### 予約・問い合わせ先

公立学校共済組合山梨支部 健康管理担当  
(山梨県教育庁福利給与課内)

☎ 055-223-1747 (直通)  
受付時間 8:30~17:15



## 年度途中で退職した際も 任意継続組合員制度に加入できる場合があります

### 任意継続組合員ってなに？

退職後も引き続き医療給付等の適用を一部受けることができる制度で、最長2年間加入することができます。

### どんな人が任意継続組合員になれるの？

任意継続組合員になるための要件は2つあります。

- ① 退職の前日までに引き続き1年以上の組合員期間があること  
⇒ つまり、退職日を含めて1年と1日の組合員期間が必要！  
間を空けて任用された場合は、直近の組合員資格取得日以降の期間を確認します。
- ② 退職日から起算して20日以内に加入の申出を行い、掛金を納付すること(下図の部分)

### 任意継続組合員になるには何をしたらいいの？



### 《チェック》

他の制度と比較する場合のポイントは、加入条件・掛金・給付内容です！

- ・ 家族の扶養に入る場合は掛金がかかりません。ただし、加入要件(所得の制限など)があります。
- ・ 任意継続組合員と国民健康保険のどちらを選ぶか迷ったときは、掛金(保険料)や給付内容と比較してみてください。

**注意!** 期限を過ぎてしまうと  
任意継続組合員になる  
ことはできません!

# 被扶養者の資格確認にご協力を

公立学校共済組合では、毎年、現在認定されている被扶養者が引き続き被扶養者としての要件を備えているか確認を行います。

資格確認は今年も8月から9月頃に予定しています。以下に該当するような場合は被扶養者取消となります。日頃から確認をし、遡及取消にならないようご協力をお願いいたします。

## 1. 就職等により勤務先で健康保険の被保険者となったとき

## 2. 収入が限度額を超過したとき

		年 額	月 額
限度額	下記以外の者	130万円未満	108,334円未満
	60歳以上の者又は、障害を支給事由とする公的年金受給要件に該当する程度の障害を有する者	180万円未満	150,000円未満

### (パート・アルバイト・自営業等)

- ◎ 12か月の収入合計額（通勤手当等を含む総支給額）が130万円以上となった。（又は月収が3か月連続して108,334円以上となった。）
- ◎ 農業所得・不動産所得・営業所得等があり、収入金額から必要経費を差し引いた金額が130万円以上となった。

**注意1** 確定申告で認められる必要経費であっても、被扶養者の収入を判断する際には必要経費として認められないものがあります。

**注意2** 株式の譲渡収入（1年間の差益の合計）・配当金も収入に含まれます。

### (年金受給者)

- ◎ 公的年金の受給開始・年金額改定により、収入が年額180万円以上となる見込みが立った。年金の他に給与収入等があり、年金(年額を12で割った金額)と給与収入等の合計が3か月連続して15万円以上となった。

**注意1** 見込みが立ったとは、年金証書を受け取った時などを言います。

**注意2** 65歳になると公的年金を満額受給できるため、65歳になる方は特に注意が必要です。

**注意3** 収入には、個人年金（財形年金・企業年金等）も含まれます。

### (雇用保険の基本手当)

- ◎ 日額3,612円以上の基本手当を受給し始めた。(60歳以上は5,000円以上)

## 3. 収入以外の認定要件で取消になるとき

- ① 夫婦共同扶養の場合、配偶者の収入が組合員の収入を上回っていたとき又は明らかに上回ると見込まれるとき（組合員の収入÷配偶者の収入<0.9の場合）

**注意** 今まで扶養していた組合員が再任用になり、配偶者の方が収入が多くなる見込みとなった時などが該当します。（夫婦双方とも組合員の場合は、収入比較の必要はありません。）

- ② 別居している被扶養者への送金額が不足していたとき・送金が行われていなかったとき

**注意** 別居の父母や孫などを被扶養者としている場合、被扶養者の総収入の3分の1以上の送金を行っていることが認定要件となっています。（総収入には、送金額も含まれます。）

- ③ 組合員との同居が必須の認定要件となっている被扶養者と別居したとき
- ④ 日本国内に住所を有しなくなったとき（特例に該当する場合は除く）
- ⑤ その他、扶養の実態がなくなったとき

## 公務(労働)災害・通勤災害・第三者加害行為における組合員証の使用について

### ■ 公務災害・労働災害・通勤災害とは

組合員が勤務中や通勤途中に負ったケガや病気のことをいいます。



#### 公務中や通勤途中にケガをしたら・・・

- ①速やかに所属所等に連絡してください。
- ②病院で受診する場合、**組合員証の使用は公務外での傷病が対象**となるため、**組合員証は使用できません。組合員証を使用した場合は、必ず共済組合へ連絡をお願いします。**
- ③所属所または市町村担当者を通じて、公務災害・労働災害・通勤災害の認定申請手続きを行ってください。
- ④地方公務員災害補償基金等の申請先機関にて、公務災害・労働災害・通勤災害と認定された場合は、当該機関より治療費の補償が行われます。  
認定されなかった場合は、公立学校共済組合へ治療費の請求を行うことが可能です。  
組合員証を使用して病院で受診し、後日、公務災害・労働災害・通勤災害の認定を受けた場合は、共済組合が給付した医療費を返還していただくことになります。

### ■ 第三者加害行為とは

相手のいる交通事故等、他人からの加害行為によってケガを負ったことをいいます。



#### 交通事故にあったら・・・

- どんなに小さな事故でも、警察に連絡し事故の確認をしてください。
- 相手の氏名、連絡先、車両情報（保険会社等）を確認してください。
- 軽いケガであっても自己判断せずに、必ず医師の診療を受けてください。受診の際は、交通事故等によるケガである旨を伝えてください。
- 所属所および共済組合へ速やかに連絡してください。
- 相手の主張に安易に同意しないよう注意してください。
- 治療が終了しない間は、示談を急がないようにしてください。

#### 病院で受診するとき

交通事故によってケガをした場合、その治療に要する費用は加害者（相手方）によって負担されるべきものです。組合員証を使用する場合は、**共済組合への連絡と「事故報告書」等の提出をお願いします。**

組合員証を使用した場合、治療費の3割を組合員が負担し7割を共済組合が給付することになりますが、共済組合が負担した治療費等は、後日、共済組合から加害者へ求償します。

## 育児休業等終了時改定

育児休業等から復職し、育児短時間勤務や育児部分休業を取得したこと等により報酬が減少し、復職前の標準報酬月額と復職後の報酬の間に1等級以上の差がある場合、**申出**をすることにより復職後の報酬をもとに標準報酬月額を改定することができます。

対 象 者	育児休業等終了日において3歳未満の子を養育する方 ※1
対象となる報酬	育児休業等終了日の翌日が属する月以後3ヶ月の報酬の平均 ※2 (例)4月1日復職の場合は、4～6月の報酬の平均
改定の時期	育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヶ月目

- ※1 育児休業等に引き続き産前産後休業や育児休業等を取得する場合は対象外  
 ※2 報酬の基礎となる日数が17日未満である月は除いて算定  
 (例)4月20日に復職の場合は、4～6月の報酬が対象となりますが、4月は算定基礎となる日数が17日未満のため、5～6月の報酬の平均になります。



## 3歳未満の子を養育されている方の年金特例制度

3歳未満の子を養育している組合員が育児短時間勤務等により標準報酬月額が下がった場合に、将来の年金額が低くなることを避けるため、養育開始前の高い標準報酬月額を年金額の計算に適用する制度です。この特例制度の適用を受けるには、「**3歳未満の子を養育する旨の申出書**」等の提出が必要です。

対 象 者	3歳未満の子を養育*している組合員 *養育とは…同居し監護すること。	
特例の基準となる標準報酬月額	当該子の「養育開始日(出生日等)の属する月」の前月の標準報酬月額 (例)5月1日生まれの子の場合は、4月の標準報酬月額	
特例の適用期間	開始月	「養育を開始した日」の属する月
	終了月	「養育を終了した日」の翌日の属する月の前月
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>産前産後休暇や育児休業による掛金免除期間中は適用されません。</li> <li>特例の適用期間中に、当該子を養育しなくなったとき、または他の子の産前産後休暇や育児休業等による掛金免除を受けるときは、「<u>3歳未満の子を養育しない旨の申出書</u>」を提出してください。</li> </ul>	

私が、この4月に赴任した丹波小学校は全校児童15名の小さな学校です。学年ごとの児童の人数は、少ないところは1名、多い学年でも4名です。この環境は、まさに「個別最適な学び」を実践するためには、とても恵まれた環境であるといえます。児童一人一人の学びに対する成長と共に課題や悩みを大切に、児童に寄り添いながらきめ細かく指導・支援することができています。しかし、「協働的な学び」については、逆に少し実践しづらい環境にあるといえます。他者の意見を聞き尊重したり、違いを考えたりすることにより学びを深めるためには、多くの人との関わりが必要ですが、限られた児童数の中では中々十分とはいえないときもあります。

そこで「協働的な学び」の機会として大切にしていきたいと考えているのが、学校運営協議会の取り組みである自然体験、伝統文化の継承、地場産業の体験です。大豆の栽培体験は、知識としては知っていることを実体験し、収穫したものを加工して身近な食材に生まれ変わらせるところまでやっていきます。この体験を通して、子どもたちは、未来につながる様々な発見をすることができるのではないかと考えています。「ささら獅子舞」は、この地域に300年前から伝わるもので、この機会に自分の住む村の文化を深く知り、村の人々の思いを感じる機会になっています。舞茸栽培は地場産業であり、体験を通して地域の特色を実感することができます。講師の方々の指導を受けながら、ときには中学生や保育園の子たちとともに活動することは、異なる考えを組み合わせるよりよい学びを生み出す機会となっています。

多くの学校で学校運営協議会が設置され、いろいろな取り組みがなされていると思いますが、丹波山村の小中学校においては、学習の機会を充実させるとともに学校と地域の双方が望むものを得ることができるとても有意義な形を作ることができています。今後も大切にしていくとともに、子どもたちの協働的な学びの機会、そして、地域の素晴らしさを知る機会として充実させていきたいと考えています。



大豆栽培



ささら獅子舞 学習会



舞茸栽培

# 令和5年度 決算の概要

公立学校共済組合は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金を財源として諸事業を行います。

令和5年度における各事業のあらましをお知らせします。

## 組合員数・被扶養者数

令和6年3月31日現在（単位：人）

	男	女	計	被扶養者数	1人当りの被扶養者数
一般組合員	3,560	4,101	7,661	4,944	0.65
短期組合員	476	752	1,228	266	0.22
任意継続組合員	128	103	231	75	0.32
計	4,164	4,956	9,120	5,285	0.58

## 短期給付事業

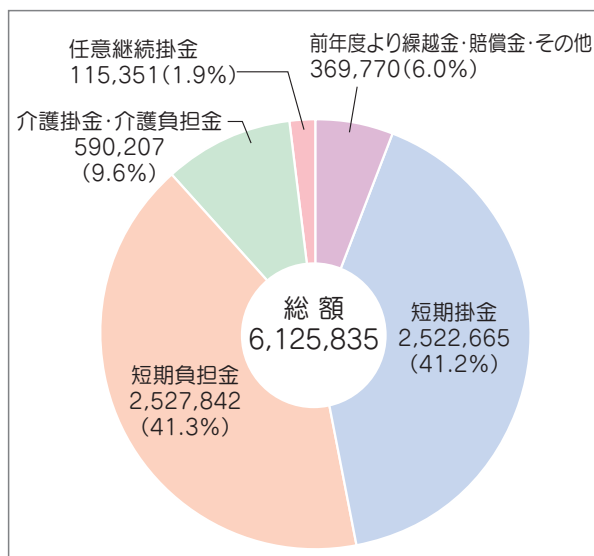
組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡等に対して給付を行います。

令和5年度給付件数は約22万1,931件で、給付額は約26億3,987万9千円でした。

これを組合員1人当りに対する1年間の給付で見ると、約給付件数24件、給付額28万9,500円となります。

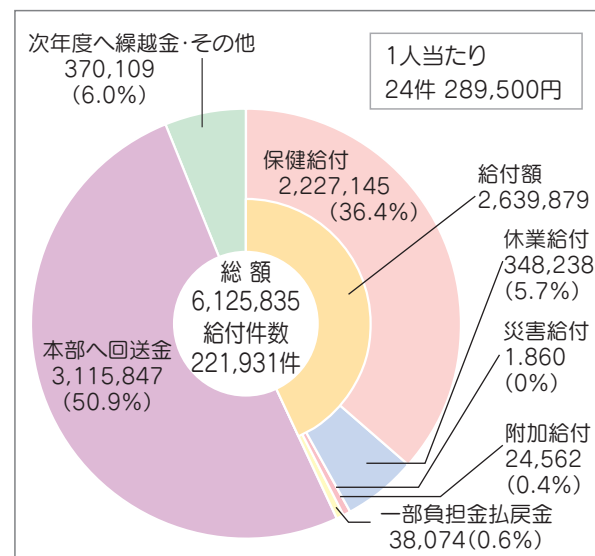
### ▶収入の状況

（単位：千円）



### ▶支出の状況

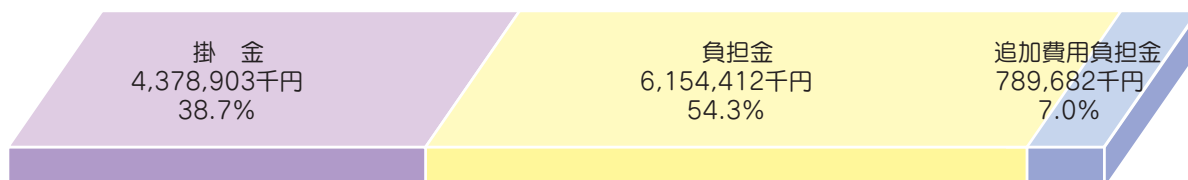
（単位：千円）



## 長期給付事業

組合員が老齢年金受給開始年齢に達したとき、障害の状態になったとき、死亡したときなどに、年金の給付を行います。年金額の決定・給付は共済組合本部で行っており、支部の掛金・負担金の収入は、全額本部へ送金しております。

### ▶収入の状況



## 保健事業

組合員の健康管理と元気回復を目的とする健診事業、レクリエーション事業等を実施しました。

(単位：千円・人)

事業名	支出額	実施人員	事業名	支出額	実施人員	
特定健康診査	9,015	675	P E T 検査	1,258	19	
特定保健指導	10,556	—	歯科検診	1,415	573	
人間ドック	(40歳以上の年齢指定制 ・希望制人間ドック)	46,093	1,491	被扶養配偶者人間ドック	4,736	240
	(40歳未満の年齢指定制 ・希望制人間ドック)	8,387	274	健康教育・健康相談	3,403	13,321
腫瘍マーカー検査	4,823	1,331	カウンセリング相談	1,088	136	
骨密度健診	977	368	リフレッシュ旅行補助	2,570	486	
乳がん検診	2,039	600	芸術鑑賞補助	243	85	
子宮がん検診	5,194	891	育児支援冊子配布	1,005	204	
脳ドック	3,408	234	合計	106,210		

## 貸付事業

組合員が臨時に資金を必要とするとき、各種貸付けを行います。

令和5年度は前年度より貸付件数は8件減少し、貸付金額は22,000千円減少しました。

### ▶貸付状況

(単位：件・千円)

区 分	項 目	令和5年度貸付金		令和5年度末未償還元金	
		件 数	金 額	件 数	金 額
一 般 貸 付		32	48,700	190	160,345
教 育 貸 付		10	24,000	48	84,035
住 宅 貸 付		0	0	244	689,151
住 宅 災 害 貸 付		0	0	0	0
医 療 貸 付		0	0	0	0
結 婚 貸 付		1	2,000	7	9,484
葬 祭 貸 付		1	1,700	2	2,772
計		44	76,400	491	945,787
( )は令和4年度		(52)	(98,400)	(577)	(1160,038)

## 本年12月2日から 現行の組合員証・組合員被扶養者証は、発行されなくなります

※採用・改姓・紛失・番号変更等による発行もされません。

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効ですので、そのままお持ちください。

(任意継続組合員証で令和7年12月1日以前の有効期限が記載されている場合は、その日まで)

※回収時期・方法については、現在未定です。

## マイナ保険証をご利用ください

※マイナンバーカードの交付を受け、保険証利用登録を済ませておくことをお勧めします。

※マイナ保険証を使用することで限度額適用認定証がなくても、限度額内での支払いが可能です。

## 病気等で休業した場合、「傷病手当金」が支給されます

### 傷病手当金とは？

傷病手当金は、組合員が公務によらない病気やケガの療養のため休業し、給与が減額されたときに、これを補填するための給付です。

#### ① 支給開始日・支給期間

病気又はケガのため、引き続き勤務に服することができなくなった日以後3日を経過した日から支給されます。しかし、給料との調整があるため、実際には給料が半減又は無給になったところから支給が開始することになります。

支給期間は、1年6カ月です。さらにその後も勤務することができない場合は、傷病手当金附加金が6カ月支給されます。

#### ② 支給額

1日当たり（週休日を除く）、次の計算式で求められる金額が支給されます。

$$\left( \text{「傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額」の平均額} \right) \times \frac{2}{3}$$

#### ③ 支給額の調整

以下の支給や給付がある場合は、傷病手当金の金額が調整（減額）されます。

- 給料等の報酬
- 同一の傷病による障害年金
- 障害手当金
- 出産手当金
- 地方公務員災害補償法の規定による補償

傷病手当金と同一の傷病で障害年金が遡って決定された場合も調整が発生します。傷病手当金と障害年金の支給期間が重なっている場合は、既に支給された傷病手当金を返還していただくことになります。

#### ④ 資格喪失後の給付

1年以上組合員であった者が、傷病手当金を支給されたまま退職した場合、

〔その傷病のために引き続き働けない状態で、支給期間が残っていれば〕 → 退職後も請求することができます。（※傷病手当金附加金は支給されません。）

また、傷病のため休んでいてそのまま退職したが、給料が支給されていたため傷病手当金の支給が始まっていなかった場合も、同様の扱いになります。

傷病手当金は、請求により支払われます。請求に関するお問い合わせは共済組合までお願いします。